別紙様式３

指定管理者事業計画書

（精 育 園）

【記載要領】

・事業計画書の作成については、以下の項目について必ず記載してください。

・項目ごとに、※の記載のポイントを踏まえ、記載してください。

・記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙を添付するなどして対応してください。

・別紙を添付する場合は、その旨を記載してください。（例：別紙１のとおり）

・事業計画書には、提出の際にページを印字してください。

１　精育園の指定管理に当たっての運営方針について

※施設の設置目的や「業務の基準」などを踏まえ、指定管理に当たっての運営方針について総括的に記載してください。

２　精育園における利用契約に対する考え方について

※県立の障害者支援施設として、特に支援の困難性の高い障害者の受入れに対する考え方について記載してください。

３　精育園における利用者支援の基本的な考え方について

※障害者総合支援法等の関係法令を踏まえて記載してください。

４　精育園における施設等の適切な管理について

（１）衛生管理について

※特に、感染症対策や食中毒の防止に向けた取組について記載してください。

（２）安全管理について

※特に、事故防止や防災、防犯に向けた取組について記載してください。

５　精育園における法令遵守について

（１）法令遵守について

※法令遵守の徹底に向け、その責任体制や具体的な取組について記載してください。

（２）個人情報保護について

※個人情報保護の徹底に向けた取組について記載してください。

６　精育園における利用者支援の考え方について

※利用者個々のニーズや特性に応じた支援、重度・重複障害や強度行動障害などの支援の困難性の高い利用者への支援の観点から記載してください。

７　精育園における利用者サービス向上に向けた提案について

※利用者の生活環境改善や行事の充実などの利用者へのサービス向上に向けた提案について記載してください。

８　精育園における地域の障害児・者に対する支援について

※短期入所や日中一時支援事業などについて、地域のニーズを踏まえた事業の実施計画について記載してください。

９　精育園の利用者の意見等に対する対応について

※利用者・家族会の意見等を施設運営に反映させる取組について記載してください。

10　精育園における職員配置について

（１）職員配置の考え方と職員の確保方策について

※職員配置計画書に記載した職員配置の考え方とその確保方策について記載してください。

県職員の派遣については、現在、入所者支援業務に従事している県職員を派遣予定ですが、変更となる場合があります。

①　生活支援員等について

　②　その他の職員について

（２）生活支援員等の常勤（正規）職員に関する配置計画について

※サービスの向上が図られるよう、指定期間中の生活支援員等の常勤（正規）職員に関する配置計画を作成するとともに、その考え方を記載してください。

ただし、利用者支援に従事する生活支援員については、下記の正規比率を目標として正規職員を確保する計画としてください。

　なお、県からの派遣予定職員はすべて正規職員として計算してください。

　（「職員配置現員」参考資料１①参照）

【生活支援員等の正規職員比率の数値目標】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| 正規比率  （正規職員数／生活支援員等の総数×100） | ８０％ | ８６％ | ８６％ | ８６％ | ８６％ |

※「生活支援員等」とは、生活支援員、保育士等の直接処遇職員を言い、サービス管理責任者を含み、管理者・看護職員は除く。

　　①　生活支援員等の常勤（正規）職員の配置計画

（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | R５ | R6 | R７ | R８ | R９ |
| 常勤（正規）職員数 |  |  |  |  |  |
| 非常勤（非正規）職員数 |  |  |  |  |  |
| 合計数 |  |  |  |  |  |

　　②　配置計画の考え方について

11　精育園における人材育成について

※職員の専門的知識及び技能を向上させるための研修体制や、県の派遣職員と法人職員における効果的な連携強化策についても記載願います。